

令和6年第1回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和6年第1回教育委員会定例会議事日程

令和6年1月24日（水）

午後3時 開会

多賀城市役所3階 議会図書室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

(1) 臨時代理事務 報告第1号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（指定管理者の指定））

(2) 議案第1号 令和4年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和5年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

1月4日、1月1日付けの定期昇給者に係る辞令を交付しました。昇給対象職員42名が昇給しています。

12月26日及び27日の2日間、「多賀城スコール（ウィンタースクール）」を各公民館で開催しました。2日間で小中学生が延べ89名、学生ボランティアが延べ20名参加しました。

1月9日、12月24日からの冬季休業が終了し市立小中学校が再開しました。

1月16日、「多賀城市議会全員協議会」が開催され、教育委員会関係では「小中学校通学区域の変更について」を市議会議員へ説明しました。

1月22日、「令和5年度宮城県市町村教育委員・教育長研修会」が仙台市のホテル白萩で開催され、教育長、教育委員3名が出席しました。

■生涯学習課関係

1月7日、「令和6年成人式～二十歳を祝う会～」を開催しました。市民会館大ホールを会場に、今年から一部制で実施し、対象者653名に対し428名が出席しました。市内中学校4校の卒業生7名が実行委員として企画や運営に当たり、ピアノ演奏や代表者の挨拶を行いました。また、多賀城創建1300年を記念して、企画経営部市民文化創造課とコラボして本市出身のシンガーソングライター阿部桃子さんのライブを実施したほか、「多賀城おもてなしブース」を設置し、古代米カレーや古代米茶を参加者に振るまい、思い出に残る成人式となりました。

1月12日、「青少年健全育成多賀城市民会議理事会」が開催され、教育長が出席しました。令和5年度の事業報告と青少年善行者表彰選考が行われました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

なし

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和6年1月18日現在)

○文化センター（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
12月24日	主催事業「陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート」	945名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
12月24日	「子ども映画会（サンリオキャラクターアニメーションほか）」	43名	市会
1月14日	成人教育講座「大人のための色鉛筆アート講座」 講師：カラーコーディネーター・イラストレーター 小関 しのぶ 氏	14名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
1月16日	成人教育事業「初心者向け多賀城スマホ講習会 in 山王地区公民館」 講師：ソフトバンク株式会社	6名	山公
1月17日	高齢者教育事業 山王大学後期講座「こころの不思議〔思考編〕」 講師：仙台白百合女子大学 渡邊 兼行 氏	16名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
1月10日	高齢者教育事業「英語に親しもう」 講師：谷津 秀治 氏	20名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
12月23日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	5名	市図
12月23日	「キッズクラフト 折り紙で作るよく回るコマ」	9名	市図
12月23日	「堀潤写真展「#BlueForSudan」ギャラリートーク」 講師：ジャーナリスト 堀 潤 氏	23名	市図

12月26日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ お正月飾り」 講師：株式会社 多賀城フラワー	12名	市図
12月27日	「本のソムリエ 働くあなたに読書の処方箋 ちょっと得する記憶法」 講師：本のソムリエ 二本柳 保 氏	4名	市図
12月28日	「おやこが笑顔になるキッズマッサージとふれあい遊び」	10名	市図
1月1日～ 1月7日	「本の福袋」	88名	市図
1月8日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	7名	市図
1月14日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	8名	市図
12月22日～ 1月14日	「堀潤写真展「#BlueForSudan」」 講師：ジャーナリスト 堀 潤 氏	1,776名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
1月5日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	0名	総体
1月6日	社会体育事業「10,000人寒げい古」	188名	総体
1月11日～ 1月17日 (計4回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	49名	山王 大公 市会 ヘルス

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和6年1月24日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第1号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和6年1月24日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和5年11月29日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

総務第3148号

令和5年11月29日

多賀城市教育委員会 御中

多賀城市長 深谷 晃祐

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の議案を令和5年第4回市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

指定管理者の指定について（多賀城市大代地区公民館）

担当：総務部総務課総務法令係

渡辺



議案第 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

多賀城市大代地区公民館

2 指定管理者となる団体

大代地区コミュニティ推進協議会

多賀城市大代五丁目1番46号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月7日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市大代地区公民館の指定管理者の指定について

1 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成26年4月1日 から平成31年3月 31日まで	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 大代地区コミュニティ推進協 議会 選定方法：非公募
平成31年4月1日 から令和6年3月 31日まで	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 大代地区コミュニティ推進協 議会 選定方法：非公募
令和5年7月18日	指定管理者評価 委員会	第2期指定管理者実績説明、 質疑等を行い、合格ラインに 達している旨の評価を得たほ か、付帯意見を得る。
令和5年8月21日	行政経営会議	第3期指定管理者の候補者を 非公募により選定することを 報告し、了承
令和5年8月30日	教育委員会	第3期指定管理者の候補者を 非公募により選定することを 決定
令和5年9月8日	仕様書の提示	第3期の指定管理業務運営の 提案書作成に関する仕様書を 提示
令和5年10月4日	指定管理者選定 委員会	現指定管理者からの企画提案 及び質疑に基づき評価を行 い、現指定管理者を第3期指 定管理者の候補者として選定
令和5年10月23日	社会教育委員会議	現指定管理者を第3期指定管 理者の候補者として選定した ことを報告
令和5年10月25日	教育委員会	現指定管理者を第3期指定管 理者の候補者とすることを決 定
令和5年11月1日	行政経営会議	現指定管理者を第3期指定管 理者の候補者とすることを報 告し、了承
令和5年11月10日	多賀城市議会全 員協議会	多賀城市大代地区公民館指定 管理者指定の取組状況につ いて説明

2 指定管理の概要

(1) 指定管理の対象となる施設

多賀城市大代地区公民館

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 施設及び設備の貸出に関する業務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 社会教育事業に関する業務

エ 地域コミュニティの醸成

オ その他の業務

(3) 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の概要

(1) 名称 大代地区コミュニティ推進協議会

(2) 所在 多賀城市大代五丁目1番46号

(3) 代表者 会長 白濱 宣子

(4) 設立 平成元年5月31日

(5) 組織等 別記のとおり

4 多賀城市大代地区公民館指定管理者評価委員会の概要

(1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和5年7月18日（火）

午前10時から正午まで

会場 多賀城市役所3階 第2委員会室

(2) 評価委員会委員

役職	氏名等	区分
委員長	東豊中学校校長 阿部 欽一	学識経験者・有識者
副委員長	多賀城市総務部次長兼総務課長 大河内 克也	関係行政機関の職員
委員	阿部 千佳子	公民館施設利用者
委員	多賀城市地域学校協働活動推進員 沼倉 亜紀子	学識経験者・有識者
委員	多賀城市保健福祉部次長兼社会福祉課長 柴田 光起	関係行政機関の職員

(3) 評価方法

ア 評価基準

委員ごとに17の審査項目を下記の0点から5点までの6段階で採点した（委員1人当たり85点満点）。

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

イ 総合評定

委員会全体で425点満点のうち255点（6割）以上の場合を合格とし、さらに合格の場合は3段階で評価した。

総合得点	評価
369点～425点	合格（優）
311点～368点	合格（良）
255点～310点	合格（可）
0点～254点	不合格（不可）

(4) 評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点	評価
296点	合格（可）

※採点表は、次ページ「多賀城市大代地区公民館指定管理者評価委員会採点表（集計）」のとおり

多賀城市大代地区公民館指定管理者評価委員会採点表(集計)

評価項目			A	B	C	D	E	合計		
大項目	中項目	小項目	評価の視点							
サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方	施設運営の基本的な考え方	・指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針に基づいた運営がなされているか ・運営方針が施設の設置目的に合致しているか	3	4	3	4	4	18	
	施設の維持管理	安全で快適な施設の維持管理のための方針及び取組	・維持管理の基本方針に基づき適切に運営されているか ・備品、設備の適切な延命化策が図られているか ・再委託業務の分野は適切に管理・運営されているか	3	4	3	3	3	16	
			・貸出の利用促進、顧客満足度向上、窓口サービス向上に向けた具体的取組策はあるか ・利用者が平等・公平に利用できる仕組みづくりがされているか	3	5	4	4	3	19	
	利用者への対応	利用者サービスの取り組み	・利用者の意見等を運営に反映させる具体的な仕組みはあるか	3	3	4	4	3	17	
			・窓口サービスの向上に関する取組やクレーム等について迅速に対応できる体制となっているか	3	4	4	3	3	17	
			・事業案内や公民館の利用促進に資する広報活動があるか	3	4	3	4	4	18	
		地域との連携	・地域のコミュニティ醸成に向けた具体的な取組や働きかけはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力に関する取組の状況	4	4	3	4	4	19	
			団体支援	・公民館利用団体、地域のボランティア団体、その他団体の支援育成策があるか	4	3	4	3	4	18
	安全管理 危機管理等	日常の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組の状況	3	3	4	3	3	16	
		緊急時の対応	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応状況	3	3	4	3	3	16	
		個人情報の保護 環境への配慮等	・積極的な情報公開と適切な個人情報保護がなされているか ・情報セキュリティ対策は万全か ・環境に配慮した取組を行っているか	3	4	4	4	3	18	
	社会教育事業	施設の設置目的を達成するための事業の状況	・事業の企画立案、実施、評価について、そのプロセスと組織体制は十分か ・利用者ニーズを把握し、事業への反映方策はあるか ・自主事業とのバランス等施設の有効活用提案はあるか	3	3	3	4	4	17	
	業務遂行能力	人的な能力	人員配置 人材育成 労務管理	・職務分担、職位階層、タスク管理の確立は適切であるか ・ワーキングプアを生まないか ・人事労務管理体制は十分か ・職員研修等能力向上支援策は十分か ・職員は意欲的か ・意欲を喚起する人材マネジメントがあるか	3	3	4	4	4	18
				経営努力 節減努力	・コスト削減の工夫があるか ・事業収支計画の積算根拠は妥当か	3	4	3	3	3
		その他	コンプライアンス	・法令遵守体制はとれているか	3	4	4	3	3	17
モニタリング			・事業評価制度の実行、PDCAマネジメント等の事業改善の体制があるか	3	3	4	3	3	16	
意欲・創造力等			・熱意、意欲、創造性はあるか	4	4	4	4	4	20	
総合得点			54	62	62	60	58	296		
採点率			64%	73%	73%	71%	68%	70%		

(5) 評価委員からの付帯意見

ア 評価できる点

- (ア) 多文化共生事業、メタバースツアー、バレトンなど新たな取り組みや、その時の社会や市、地域の流れを受けたものがあり、「新しい」「オープン」のイメージを持った。今後もさらなる展開が期待できる。多世代、多職種の方々がより多く大代公民館へ出向くよう期待する。
- (イ) オンラインを活用するなどして、公民館に足を運ぶことができない方の参加の場を提供している。
- (ウ) 外国人住民を迎え入れた講座の開催により、住民の教養の向上とともに地域コミュニティの醸成を図っている。
- (エ) 幼少の子の遊び場の提供（地区に児童館がないため）はよい試みだと感じる。
- (オ) 防災キャンプは、地域と小・中・高の生徒・学校がつながる絶好の機会であり、他地域にほこれる事業である。
- (カ) 防災キャンプなど各講座を通して、地域団体、周辺企業、学校の活躍の場の提供理解促進につなげている。
- (キ) 地域を知る人が、運営に携わっており、その目線で、地域のニーズを知り、業務されている点が素晴らしい。
- (ク) 地元の企業や人材の活用が見られる。そのつながりがさらに広がることを期待したい。ヒューマンライブラリーの様。
- (ケ) 団体のつながりが強いと感じた。このつながりがさらに個人にも広がり、住民1人1人の生きがいや参加・役割を持つ場になることを期待する。
- (コ) 公民館活動を広報するだけでなく、多岐にわたる情報を得られる場になってほしい。地域活動や社会教育に関心があっても、きっかけやつなぎ役がないとなかなか初めの一歩がふみ出せない。そんな時頼りにする機関の1つが「公民館」だと思う。

- (サ) 地域との連携、コミュニティの醸成
- イ 課題点、今後の宿題と思われる点
- (ア) 若年層の利用拡大（親子での地域との関わり）、親子をつなげる子育て支援に関する活動の充実
 - (イ) 利用者に加え、町内会長連絡協議会など、地域からも意見を取り入れ、さらに充実した公民館運営を期待する。
 - (ウ) 大代地区コミュニティ推進協議会の成り立ちを知り、大代地区の一体感に納得。それを今後も継承していけるとよい。しかし閉塞感になってはよくない。
 - (エ) 利用者に対する満足度は高いが、稼働率や居住地区を踏まえると、大代、笠神地区住民においての満足度周知度関心度はどの程度なのか気になる。
 - (オ) 地域課題・ニーズの把握・各団体との共有、公表していただき、内容によっては、地域包括支援センターなどとの協働を期待する。
 - (カ) 公民館まで足を運べない、階段・段差が多くて過ごせないという意見も聞かれることから、出張型のサービス・事業を検討いただきたい。
 - (キ) 近現代を含めた先人たちの取組等を伝え継承していく「昔と今をつなぐ力」が求められる。
 - (ク) リタイア層が参加できるような事業・場の提供。地域滞在時間の長い方々の活躍・参加の場の創出

5 指定管理者候補者の選定方法

(1) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定にあっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
(抄)

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) (略)

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(抄)

(公募によらない選定理由)

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

(1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。

(2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。

(3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

(2) 第3期指定管理者候補者の選定について

令和5年8月30日（水）に開催した教育委員会第8回定例会において、多賀城市大代地区公民館の次期指定管理者候補者について、以下の理由により「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書及び「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第2条第2号及び第3号の規定により、現指定管理者を次期指定管理者の候補者案として非公募により選定手続を行うことを決定した。

ア 大代地区コミュニティ推進協議会は、地域住民で構成する住民組織（地域運営組織）であることから、公民館の従来機能である社会教育・生涯学習の場に加え、地域コミュニティの拠点施設として、地域の特色に合わせた公民館運営を行っていること。

イ 大代地区コミュニティ推進協議会では、大代地区住民を中心に近隣地域の住民を職員として採用しており、地域雇用の観点からこれを維持していくことが求められること。

ウ 外国人技能実習生と地域住民を対象とした事業や、地域の歴史に関する講座、オンラインを活用した講座の実施など、地域の特性や時勢、時流を踏まえた新たな取組を積極的に取り入れ、工夫を凝らした社会教育事業を展開していること。

エ 大代地区公民館が毎年実施する利用者アンケート調査では、施設面及び職員対応の面において各年度8割前後の高い評価を得ており、引き続き現指定管理者である大代地区コミュニティ推進協議会が施設管理を行うことにより、今後も安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

オ 指定管理期間中 4 年間のモニタリングを踏まえた市の評価として、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた中でも、利用者の声に耳を傾け、迅速な対応・改善が出来ていた点。施設の維持や、人員の管理など、基本的な運営に係る部分が問題なく遂行されていた点。各種事業において、感染拡大の予防や安全対策を講じながら継続出来ていた点。これらの点から、施設の良好な管理運営がなされたと評価していること。

カ 令和 5 年 7 月 1 8 日に多賀城市大代地区公民館指定管理者評価委員会を開催した結果、評価委員 5 人の評点の合計が 4 2 5 点満点のうち、約 7 割にあたる 2 9 6 点となり、事業運営や施設管理の取組は「合格（可）」であるとの評価であったこと。

キ 評価委員から付帯意見として、地域の特色や、時流を汲んだ取組、事業を実施している点。地域団体、周辺企業、近隣学校を巻き込んだ地域コミュニティの醸成に取り組んでいる点などについて、今後も期待できるという評価を得ていること。

6 多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会の概要

(1) 選定委員会の開催日時等

日 時 令和 5 年 1 0 月 4 日（水）
午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 1 5 分まで
会 場 多賀城市役所 3 階 第 1 委員会室

(2) 選定委員会委員

役職	氏名等	区分
委員長	多賀城東小学校校長 三塚 隆洋	学識経験者・有識者
副委員長	多賀城市企画経営部長 小野 史典	関係行政機関の職員

委員	遠藤 眞由美	公民館施設利用者
委員	鎌田 捷治	公民館施設利用者
委員	東豊中学校父母教師会会長 伊藤 正敏	学識経験者・有識者
委員	多賀城市総務部長 竹谷 敏和	関係行政機関の職員
委員	多賀城市保健福祉部長 萱場 賢一	関係行政機関の職員

(3) 評価方法

ア 評価基準

委員ごとに20の審査項目を次の0点から5点までの6段階で採点した（委員1人当たり100点満点）。

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

イ 総合評定

委員会全体で700点満点のうち420点（6割）以上の場合を合格とし、さらに合格の場合は3段階で評価した。

総合得点	評価
560点～700点	合格（優）
490点～559点	合格（良）
420点～489点	合格（可）
0点～419点	不合格（不可）

(4) 評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点	評価
514点	合格（良）

※採点表は、次ページ「多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会採点表（集計）」のとおり。

多賀城市大代地区公民館指定管理者選定委員会採点表(集計)

評価項目				A	B	C	D	E	F	G	合計	
大項目	中項目	小項目	評価の視点									
サービスの向上	施設の管理運営計画	管理運営方針	・指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針となっているか ・運営方針が施設の設置目的に合致しているか	3	3	4	4	5	5	5	29	
		施設の管理運営にあたる人員配置	・施設の管理運営にあたる人員配置は適切か	4	4	3	4	4	4	4	27	
		施設設備の維持管理	・維持管理、安全管理は適切か ・施設、設備、備品の効用を長くする提案はあるか	3	3	3	3	4	3	4	23	
		環境への配慮	・環境へ配慮した取組は十分か	3	3	3	3	4	3	4	23	
	サービス・満足度向上の取組	平等利用	・利用者が平等・公平に利用できる仕組みづくりはあるか	3	4	3	3	4	3	4	24	
		ニーズの把握	・利用者の意見やニーズを把握して、事業に反映させる取組はあるか	4	4	4	4	4	4	4	28	
		サービスの向上	・貸出の利用促進、顧客満足度向上、窓口サービス向上に向けた具体的取組はあるか ・利用者サービスの向上に向けた具体的な取組はあるか	4	4	4	3	4	4	4	27	
		地域との連携	・地域のコミュニティ醸成に向けた具体的な取組や働きかけはあるか	3	4	4	4	5	4	5	29	
	社会教育・自主事業計画	社会教育事業	・事業の企画立案、実施、評価等についての取組方策はあるか ・利用者ニーズを把握し、事業への反映方策はあるか ・施設の有効活用に繋がる取組はあるか	3	3	4	3	5	4	5	27	
		自主事業	・協議会の自主事業は、地域コミュニティの醸成に繋がる内容か	3	3	4	4	5	4	5	28	
	利用促進に関する取組	施設利用の促進	・施設の利用促進に繋がる取組等、工夫されているか	3	3	3	4	5	3	4	25	
		広報活動	・事業案内や公民館の利用促進に資する広報活動か	4	3	3	3	3	4	5	25	
		利用者への支援	・公民館利用団体、地域のボランティア団体、その他団体の支援策はあるか	4	3	4	3	4	4	4	26	
	個人情報の取扱い	個人情報の取扱い	・個人情報の管理は適切か ・情報セキュリティ対策は万全か	3	3	3	3	4	3	4	23	
	安全対策・危機管理体制	安全管理	・日常の指定管理業務を行う際の事故防止、安全対策は十分か	3	4	3	3	4	3	4	24	
		緊急時の体制	・事故等の緊急事態が発生した場合の対応は十分か	3	3	3	3	5	3	4	24	
	業務遂行能力	サービス・満足度向上の取組	組織体制	・十分な組織体制となっているか	3	4	3	4	4	4	4	26
			適正な管理運営のための職員研修	・職員研修等による職員の指導育成は適切か ・意欲を喚起する人材マネジメントがあるか	3	3	4	3	5	3	4	25
			予算の執行 人事・労務管理	・予算の執行管理計画は適切か ・職員の労務管理計画は適切か	3	4	3	4	4	3	4	25
			コンプライアンス、モニタリング	・法令順守体制はとれているか ・事業評価制度の実行、PDCAマネジメント等の事業改善の体制はあるか	4	3	3	4	5	3	4	26
				66	68	68	69	87	71	85	514	
				66%	68%	68%	69%	87%	71%	85%	73%	

(5) 選定委員会からの付帯意見

ア 評価できる点

- (ア) 地域のコミュニティ団体として今まで培ってきた地域とのつながりを活かした公民館運営
- (イ) 地域の実情等を十分に把握した上での、地域に根差した事業展開
- (ウ) 地域をよく知る方々運営していることで、地区の特性、人脈等、十分に活用することが期待できる。
- (エ) 運営主体としての課題を的確に捉え、改善策を明確に示すことができているため、今後の取組が一層充実した事となることが期待できる。
- (オ) これまでの（10年間）の経験にもとづいた、ノウハウの蓄積、及び実施と改善を行っていることにより、より活発な運営が期待できる。
- (カ) これまで取り組まれてきた様々な事業、そして今後計画されている事業が、地域の暮らしに心を寄せ、しっかり目を向けていただいていると感じ、安心してお任せできると思う。
- (キ) コミュニティスクールとの連携により地域と子供（保護者）が繋がる。
- (ク) 企業との連携の中で、ものづくりに子供達が興味を持てると良い。
- (ケ) 現状把握と課題抽出に加え、ビジョンが明確に設定されている。また地域の特色や実状をよく捉え、大代と笠神の未来の心豊かな暮らしの実現に大きな期待を持っている。
- (コ) 館長はじめ、職員のみなさんも元気よく対応してくれている。こういう事が、利用者増につながるものと期待する。

イ 課題点、今後の宿題と思われる点

- (ア) 若い人の利用が少ないことが気になり。さらなる地域のコミュニケーションを図る事が課題と思われる。
- (イ) 子育て世代の地域活動への参加
- (ウ) 令和6年度から東小、東豊中がコミュニティスクールになることでより緊密な連携をしていくことが求められる。はじめが肝心ということもあるので、具体的な連携について考えていきたい。
- (エ) 長い期間運営に関わってこられたことによる、マンネリ化、前年の踏襲ということにならないようにしていくことを願う。
- (オ) 持続可能な活動を生み出すこと。職員が変わっても継続できる活動が増えると良い。
- (カ) 笠神地区の人材などの地域資源の活用機会を増やすこと。
- (キ) 大代コミュニティ推進協議会の広報誌を、小中学生の保護者向けに配信を検討してはどうか。
- (ク) 第Ⅲ期に向けた公民館の管理運営方針に込められている「より良い地域実現への思い」を、大代・笠神にお住まいの方々一人ひとりにしっかりお伝えできるようにすれば、大代地区公民館が地域のコミュニティの拠点施設として尚一層活性化すると思う。

7 大代地区コミュニティ推進協議会の企画提案の概要（抜粋）

(1) 施設の管理運営計画

ア 管理運営方針

(ア) 運営方針

第六次多賀城市総合計画基本構想における将来都市像「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」及び重点テーマ「心も

暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち」「震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち」「市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち」について、社会教育や地域コミュニティの力でそれらを成しえていくよう管理運営をしていきます。

公民館設置目的である「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する（多賀城市公民館条例より）」、公民館の機能である「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を念頭に、次期指定管理期間においては下記を運営方針とし、公民館の管理運営及び事業を計画していきます。

- ・多様な住民が協力し、地域や社会の課題解決に取り組むための学び
- ・いきがいを持ち、心身ともに豊かに暮らすための学び
- ・地域を知り、地域の魅力を活かすための学び
- ・様々な社会の変化に対応していくための学び

(イ) 地域づくりの拠点として快適な場の提供

大代地区公民館は、住民が地域社会の担い手として活動する場として、さまざまな活動、年代、文化、国籍、考え方等の方が集い、居場所となり、学べる環境となるように努めていきます。

また、こうした方たちが利用しやすいよう快適な場を常に提供できるよう管理運営を行っていきます。

イ 施設の管理運営にあたる人員配置

館長1名、常勤職員2名、非常勤職員2名、短時間勤務職員2名の計7名の体制で管理運営にあたります。また、住民視点での運営を図るため、地域から職員を採用することを基本とします。

運営方針や実施事業にあわせ、適切な能力、経験、意識を持つ職員を配置します。

防犯や緊急時の対応の観点から、開館時は夜間も含め可能な限り2名以上が常駐するよう配置します。

ウ 施設設備の維持管理

公民館は、幅広い年代、障がいの有無をはじめとした多様な方々の利用を想定していることから、さまざまな視点に立って安心・安全で快適な環境を確保する必要があります。当公民館は昭和55年に開館し、建物本体、設備面においても老朽化が進んでいます。そのため、事故を未然に防止するための日常点検、法定の保守点検を行い、異常箇所等が見られた場合には修繕にあたります。また、利用者アンケートや日々の窓口業務の中で利用者から要望等があった際には速やかに対応できるように努めます。

エ 環境への配慮

電気、ガス、水道等の使用量削減については、毎日の定時検針により漏水の有無、ガスの元栓閉鎖、無駄な照明の消灯等に取り組みます。また、掲示物等により利用者に対しても省エネを呼びかけます。

(2) サービス・満足度向上の取組

ア 平等利用

条例や規則を遵守し誰もが平等に利用できる施設となるよう努め、過去の例の確認や職員間の共有によって職員によって対応に差が出ないようにします。

また、中央公民館、山王地区公民館との連絡を密にし、施設間での差異が出ないように調整します。

さらに、バリアフリー等にも配慮し、多様な立場の方が分け隔てなく利用できる施設となるよう設備面、接遇面の向上も図ります。

イ ニーズの把握

年1回、利用者を対象に利用者アンケートを実施します。要望については、可能なものは対応し、また、市にも報告します。集計結果は広報誌「ふれあい」で公表します。

各種講座実施後、受講満足度の調査をするため、アンケートを実施します。講座の内容を評価するとともに、改善点等を抽出し、その後の事業に反映します。

アンケート以外でも受付業務や地域の方との会話からニーズを把握しています。地域特性や課題を踏まえ、公民館運営や事業に反映させていきます。

ウ サービスの向上

独自に予約・帳票出力システムを構築し、1件当たりの事務処理が既存のシステムに比べ大幅に削減されます。これにより利用者の待ち時間短縮につながります。

予約利用がない時間を活用して体育室を中心に開放し、来館を促します。

エ 地域との連携

当協議会は、地域住民により組織された団体であるため、各地域団体、企業、学校とのネットワークが構築されているところが強みです。公民館運営についても、こうした強みを生かした事業展開を行っていきます。

(3) 社会教育事業

公民館では、前述の運営方針のもと、事業を実施していきます。事業を通し、個人の学習機会の増加、生活の質向上はもちろんですが、それらが地域や社会へ還元されることも目指しています。例としては、講座終了後にメンバー同士で学びを継続させるためのサークル設立、学びを深めていくことで自らが講師となる、知識を活かして地域活動に参加する、新たな事業を創出する、自分の住む地域

に誇りを持つ等があげられます。特に子どもたちへの事業については、長期的な視点での地域人材育成として捉え、将来的な地域課題の解決を意識した事業展開をしていきます。

また、事業実施にあたっては協議会が地域住民により組織された団体である強みを生かし、地域住民、地域団体、地元企業、学校と協力しながら進めていきます。

これらの取組として、次の社会教育事業を実施します。

- ・山茶花大学
- ・防災キャンプ
- ・多文化共生事業
- ・歴史講座
- ・メタバースツアー
- ・公民館まつり
- ・集いの広場・子ども広場

(4) 利用促進に関する取組

ア 施設利用の促進

利用者アンケートによる改善要望等に対しては、可能な限り速やかに対応し、利用しやすい施設を目指します。

普段、公民館を利用していない方に対しても、多様な方法でアプローチを試みます。主にオンラインの活用や公民館外に出向いての周知を軸とします。

イ 広報活動

当協議会では、毎月発行する広報誌「ふれあい」のほか、公民館事業のチラシを作成し広報します。

また、町内会長の協力のもと、公民館事業のチラシなどを全戸配布します。

広報誌「ふれあい」及びチラシは、学区内の小中学校、一部企業にも届けており、広く事業の周知に努めます。

事業の対象が集まる場で事業を告知し、よりダイレクトに集客できるように工夫します。また、市の広報や新聞社等のメディアにも協力を仰ぎ、広く公民館の情報を発信します。

ウ 利用者への支援

講座・教室の終了後には、自主サークルの結成を促し、自主的な社会教育活動を行うようにサークルの立ち上げから安定した運営が出来るまで2年間に限りに支援し、住民自身が地域のための活動を行える環境を整えます。

すでに活動している団体に対しても、公民館設備、職員からの助言、事業の活用を通して日常的に支援を行います。

(5) 個人情報の取扱い

協議会では、個人情報保護法等を遵守し、適切な管理に努めます。

(6) 安全対策・危機管理体制

施設利用者の安全・安心の確保を対策の柱とし、日常的な危機予防措置や自然災害に関する情報収集など、消防団第6分団とも連携を密にし、予測される危機に対する予防的対応及び突発的な事故、地震、火災など発生した危機に対応する双方の観点から「大代地区公民館緊急連絡網」を整備し、適切な情報伝達及び緊急事態に備えます。

(7) 大代地区公民館としての今後の展望

ア 多様な地域人材の活用

地域コミュニティへの若い世代の参加が少ないといわれる一方で、趣味、立場、テーマといった多様なコミュニティは生まれており、地域コミュニティからは見えないところで活動しています。大代地区公民館の役割として、こうした団体と地域をつなげること、あるいはコミュニティでなくても個人単位で活動している方の力を地域へつなげることがあげられます。

その輪を広げていくことで、地域課題の解決やゆるやかな形での地域への参画を促進できると考えます。

イ 地域間の連携

地域において、高齢化が進んでいる地区もあれば、高齢化がゆるやかな地区もあります。単独の地区では子どもや若い世代が少ないかもしれませんが、少し広いエリアで見ると子どもや若い世代がいるといえます。地域同士がつながることで、お互いに足りない資源を補うことができます。これは少子高齢化に限ったことではなく、知識、経験、技術等を提供し合うことにもつながります。大代にある5区をつなげる役割を持つ協議会が公民館を運営することで、地域資源の軸として機能することができます。

このように公民館を通して地域人材が整っていくことで、現在生じている課題、今後生じ得る課題に住民自らが対応できるようになり、住民にとってより暮らしやすい地域になっていくと考えています。

(8) 職員体制

職種	雇用形態	職員数
事務局長	常勤職員	1人
経理担当	常勤職員	1人
事業担当	常勤職員	1人
	非常勤職員	2人
夜間担当	アルバイト	2人
計		7人

(9) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額

区分	指定管理料提示額(円)
令和6年度	27,541,000
令和7年度	27,895,000
令和8年度	28,489,000
令和9年度	28,590,000
令和10年度	28,915,000
計	141,430,000

【参考資料】大代地区コミュニティ推進協議会の概要

1 設立目的

地域住民が自らの意思によって、課題を解決していこうとする機運をつくり、自主的に事業を行うことによって、明るく住みよいふるさとを築くことを目的とする。

2 協議会の区域

大代地区の5行政区（大代東・大代中・大代西・大代南・大代北）

3 構成員

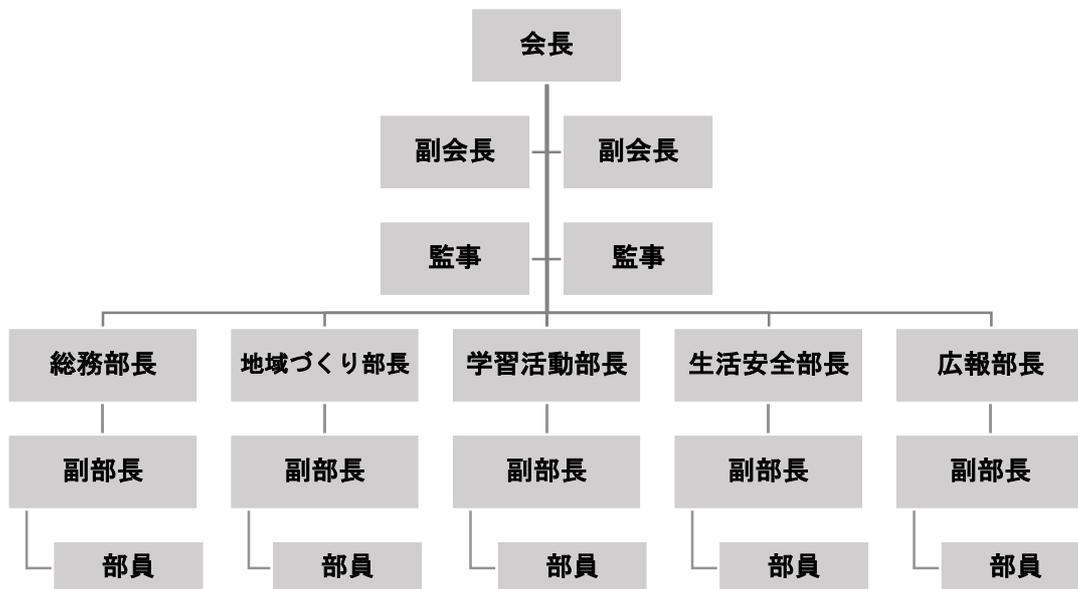
- ・町内会長の推薦する者及び希望する者
- ・協力団体の代表者

※協力団体

- ・多賀城市消防団第六分団
- ・塩釜地区交通安全協会多賀城市東部支部
- ・大代防犯協会
- ・仙台港立地企業大代地区防災対策協議会
- ・大代地区婦人防火クラブ
- ・交通安全母の会（大代地区）
- ・多賀城市婦人連合会大代地区婦人会
- ・大代第1百寿会・大代第2百寿会

4 組織

大代地区コミュニティ推進協議会組織図



〈役員〉 会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名、部長 5 名、副部長 5 名
協力団体の代表者 9 名

〈事務局：大代地区公民館内〉

〈顧問〉 大代東町内会長、大代中町内会長、大代西町内会長、
大代南町内会長、大代北町内会長 ほか

議案第 1 号

令和 4 年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に
関する報告書について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 6 条の規定に基づき、別紙のと
おり議会に提出し、公表する。

令和 6 年 1 月 2 4 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦